

平成30年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成31年2月13日

1 外部監査の概要

第1 包括外部監査人

毛利 節（弁護士）

第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「北海道ファシリティマネジメント推進方針」の実施状況及び財務事務の執行について

第3 特定の事件を選定した理由

今年度の包括外部監査のテーマとして、「『北海道ファシリティマネジメント推進方針』（以下、「FM方針」という。）の実施状況及び財務事務の執行について」を選定した理由は次のとおりである。

近時の総務省の発表によれば、平成30年1月1日現在の道の日本人人口は約530万人で20年連続減少しているとともに、都道府県別の減少幅を見ても6年連続で最も大きかった。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成57年度の道内人口は400万人となり、平成7年の569万人から7割程度にまで急減すると推計されている。さらに、道の集計によれば、同日現在の65才以上の高齢者人口が占める比率は30.5%となっはじめて30%を超えるとともに、同研究所によれば、平成52年には同比率は40.9%（平成7年度は14.8%）にまで上昇すると推計されている。このような大幅な人口減少と高齢化という人口動態から見ても、道財政においては、歳入面では道税収入等の減縮、歳出面では高齢者医療費等の義務的経費の増大が予測され、構造的な歳入、歳出のギャップが進行している状況にある。

このような中、高度経済成長期に集中的に整備された道内公共施設については、老朽化が顕著に進んでいる。また、公共施設等の建物については取得価格よりもランニングコストの方がはるかに高額となっているのみならず、古い施設ほど維持管理費用を要するものとなっている。さらには、人口減少に伴う施設利用率の低下等も懸念されるところであって、今まで以上に公共施設等の有効活用が必要とされている状況にある。

このように、道内の公共施設を取り巻く財務環境は、極めて厳しい状況にあることが認められ、ファシリティマネジメント（自治体等が保有または使用する施設とその利用環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動）に関する施策は、今後の道財政にとって、極めて重要な意義を有するものとなっている。

道は、平成18年3月に「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」をとりまとめ、その後、平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画（行動方針）」を策定したことを踏まえて、平成28年3月には新たに前記FM方針をとりまとめて、

その推進に取り組んできた。

そこで、前記の道財政におけるFM方針の重要性にかんがみ、FM方針の実施状況及び財務事務の執行を包括外部監査における特定の事件として選定した次第である。

第4 監査期間

平成30年8月31日から平成31年1月31日

第5 監査の対象機関

北海道総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、総合振興局・振興局、教育庁及び警察本部

第6 監査の着眼点

FM方針に関する各種制度、事業及び事務に関する以下の事項

- 1 法令、条例、予算及び規則に則った合規的・適法なものとなっているか。
- 2 経済性・効率性・有効性を有するものとなっているか。
- 3 正確なデータ、資料に基づき適正な検討が行われているか。
- 4 行財政の内容が、正確かつ十分に公開されているか。

第7 主な監査手続き

- 1 FM方針に関連する関係法令、条例、規則及び規程等の関係規定との適合性等を確認した。
- 2 対象となる施策のデータ及び台帳等関連資料を入手の上、閲覧し検討を行った。
- 3 対象となる施策について、関係部局からのヒアリングを行うとともに、必要に応じて実地調査及びアンケート等を実施した。

2 監査の結果

第1 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、下記の区分により対応を求めた。

なお、本監査においては、知事部局、教育庁及び道警本部の3部局相互の情報開示、情報交換、成果の共有等の水平展開が特に必要と考えられたため、道の3部局の間で水平展開がなされているか、という点も視点として加えている。

【指摘】 早急には是正又は改善を求めるもの（18件）

【意見】 適法性、経済性、効率性、適正性等の観点から検討の必要性がある事項について、監査の結果に添えて提出するもの（41件）

第2 指摘及び意見の具体的内容

別紙のとおり

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
1. 法令、条例、予算及び規則に則った合規的・適法なものとなっているか (指摘:16 意見:6)		
<p>(省エネ法の1%削減目標について) 教育庁においては、目標未達成の施設群、特に消費量の大きい高等学校及び特別支援学校について、管理標準の作成の徹底、ベンチマーク突出施設の突出理由の確認及びインハウスエスコの実施等により、省エネ法上の目標である中長期的にみた年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を実現すべきである。</p>	指摘	教育
<p>(管理標準の完備について) 管理標準は、省エネ法により設定が要求されている、エネルギー管理の基本事項を定めたマニュアルであり、管理標準がなければ遵守すべき手順や水準も定まらない。管理対象となる施設について管理標準の設定が完備するよう、担当部署において引き続き対応していくべきである。</p>	指摘	知事 教育 道警
<p>(北海道財務規則の規定改定の必要性について) 財務規則第205条の20の2第1項1号の規定については、「目的を効果的に達成することに資すると認められる」の次に、「ものを建築する」という主語に対応する述語が入らなければ意味をなさない。よって、速やかに同規定の改定が必要である。</p>	指摘	知事
<p>(北海道財務規則運用方針の規定改定の必要性について) 財務規則運用方針の規定については、使用者が行政財産使用にかかる収益を上げている場合には、収益や弁済能力等を考慮する内容への変更を検討すべきである。また、かかる改定に際しては、免除に当たって減免申請者の当該事業の収支内容の分かる決算書類や事業報告書等の財務資料の提出を義務化する規定を併設すべきである。</p>	指摘	知事
<p>(共済住宅の権利保全等について) 共済住宅の権利の保全等の問題については、速やかに然るべき対応を検討する必要がある。</p>	指摘	知事
<p>(北海道広告取扱要綱又は北海道広告取扱基準の改定について) 広告要綱ないしは広告基準に、「道税の滞納がある者の広告は掲出しない」旨の規定を加えるべきである。</p>	指摘	知事
<p>(北海道広告取扱要綱又は北海道広告取扱基準の改定について) 広告要綱又は広告基準に、広告掲出の決定取消しの際には広告撤去が出来る旨の規定を付加すべきである。</p>	指摘	知事
<p>(北海道庁本庁舎等広告掲出要領の条項削除について) 広告要領第13条2項は、内容に合理性が認められず、また引用されている規定も存在しないので、同項は削除すべきである。</p>	指摘	知事
<p>(知的財産の管理体制の構築について) 知的財産については、正確な権利数を把握の上、公有財産台帳への登録が必要である。また、商標権についても、管理要領等を策定するなどの管理体制を構築していくべきである。</p>	指摘	知事
<p>(旧南20西11公宅の危険除去の必要性について) 本件未利用地は、札幌市内の閑静な住宅地に所在しており、売却の可能性の高い物件であるから、早急に塀を撤去ないし補修して危険を除去した上で、速やかに一般競争入札に移行させて売却実現に努めるべきである。</p>	指摘	知事

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(旧避病院敷地跡の無断使用の早期是正について)</p> <p>本件未利用地は、縦長の狭小地であり、隣接地以外には使用が困難であることから、北海道財務規則運用方針による随意契約を前提に、柔軟な価格交渉により速やかに隣接者への売却に努めるべきである。なお、仮に売却が不可能であった場合でも、隣接店舗が駐車場として無断使用している状況にあるので、少なくとも相当価格による貸付について検討すべきである。</p>	指摘	知事
<p>(旧石狩支庁界川公宅敷地の越境状態解消の必要性について)</p> <p>本件未利用地については、高低差のため隣地を通行しなければ敷地まで行くことが困難な状況であるから、北海道財務規則運用方針により随意契約の適用が可能と認められる。よって、早急に、越境建物について建物撤去土地明渡しの協議ないしは建物収去土地明渡し調停等の申立を行い、その交渉の中で、随意契約の適用による早期処分の可能性を模索すべきである。</p>	指摘	知事
<p>(旧札幌肢体不自由児総合療育センター跡地の越境占有物の排除の必要性について)</p> <p>本件未利用地の西側部分が、家庭菜園ないしブランコを設けて使用されており、このまま放置した場合には取得時効等の問題も生じ得るので、速やかに撤去を求めるべきである。</p>	指摘	知事
<p>(旧網走建設管理公宅の不法占拠状態の解消の必要性等について)</p> <p>①の北海道網走市新町1丁目102番1の土地には、網走市の児童公園が設置されているが、その使用権限は存在しないので、早急に市と協議の上、使用承認等の適正な手続きを採る必要がある。</p> <p>③の25番12の土地には、網走市に対する第一種普通財産の使用承認手続きが採られているが、その目的は町内会館設置であって使用承認の要件を満たしていない。また、網走市から町内会館への転貸になっていることも問題である。さらには、使用承認は③の25番12の土地のみとなっているが、当該町内会館は、②の25番14の土地にもまたがって建設されており、この部分については無断使用の状況となっている。以上より、②及び③の25番12の土地については、早急に違法占有状態を解消すべきであるが、既に網走市が無償使用させている町内会館が存在することにかんがみれば、②及び③の25番12の土地については、網走市に買取りを求めることが相当である。</p> <p>③の25番3の土地については、「避難用通路敷地」として、隣接地に民家を所有する2名に対して、第一種普通財産の使用承認がなされている。しかしながら、使用の現況は写真のとおりであって、避難用通路というよりも通路兼駐車場として使用されているのが実態である。また、避難用通路との名目にはなっているものの、当該敷地は民家から川側へ続く敷地となっており、避難用通路としての適性も認められない。</p> <p>さらに、25番3の土地を含め、①ないし④の土地については、既に公宅敷地としての利用は終了している。よって、上記土地については、用途廃止を行った上で、25番3の土地については、第二種普通財産の貸付に切り替えるべきである。</p>	指摘	知事
<p>(旧旭川農業高校永山橋公宅跡地の無断使用状態の排除の必要性について)</p> <p>本件物件は、第一種普通財産となっているが、既に公宅は存在していないのであるから、用途廃止の上、第二種普通財産に区分すべきである。また、本件土地に接する民家の緑地帯については、何ら使用権設定がなされておらず、無断使用となっているのであるから、直ちに道路以外の使用範囲を確定の上、当該部分については第二種普通財産の貸付により対応する必要がある。</p>	指摘	教育
<p>(岩見沢東高等学校東山公宅の危険物撤去の必要性について)</p> <p>倒壊した車庫は町並みの美観を損なうのみならず、子供の立入りなどによる負傷の危険性も認められるので、早急に撤去すべきである。</p>	指摘	教育

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について)</p> <p>FM方針等において、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するべきである。数値目標については考慮すべき事項も多いので慎重に進めるべきであるが、できるだけ早く数値目標を公表できるような取組を始めることが望まれる。また、この数値目標については、各振興局(教育庁)によって置かれている状況は異なるので、それぞれの状況を踏まえた上で、個別の目標とすることが望ましい。</p>	意見	知事 教育道警
<p>(普通財産の貸付料免除要件について)</p> <p>普通財産の貸付料の免除に関しても、行政財産使用料免除の場合と同様に、「特に必要があると認めるとき」の裁量判断においては、使用者の行政財産使用にかかる収益や弁済能力等を考慮すべきである。</p>	意見	知事 教育道警
<p>(用途廃止後の財産の引継ぎ方法について)</p> <p>用途廃止後の財産の引継ぎ方法については、早期の用途廃止実現のため、第二種普通財産への移行によって担当部署に過大な負担が生じることのないよう、財務規則の変更も視野に入れて検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(ネーミングライツ契約条項の改定について)</p> <p>ネーミングライツが道民の当該施設に対する親近感等を基礎に成り立っているものであることにかんがみれば、ネーミングライツ契約の解除要件と応募資格要件は一致させるようネーミングライツ契約の契約条項の内容を改定すべきである。</p>	意見	知事
<p>(北海道広告取扱要綱又は北海道広告取扱基準の改定について)</p> <p>広告要綱ないしは広告基準に、北海道庁本庁舎等広告掲出要領第3条第1項3号と同様の制限規定(広告内容又はデザインの制限規定)を加えることを検討されたい。</p>	意見	知事
<p>(北海道広告取扱要綱の改定について)</p> <p>ネーミングライツ契約の解除要件の場合と同様に、掲載要件と取消し要件は合致させるべく、広告基準第3記載の事項(掲載可能な業種及び事業者)も広告要綱第10条の広告掲載取消し事由に含めるべきである。</p>	意見	知事
<p>2. 経済性・効率性・有効性を有するものとなっているか (意見:28)</p>		
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について)</p> <p>道が示している建築物縮減、統合や廃止に向けての方向性は、より大きな方針としてFM方針等に明確に掲げるべきである。また、対象となる施設は知事部局に限定せず、教育庁、警察本部も含めた上で、これに取り組む組織を明確にし、全庁的かつ計画的に推進するべきである。</p>	意見	知事 教育道警
<p>(道有建築物等の一元管理について)</p> <p>今後のストックマネジメントの重要性にかんがみれば、建物に係るあらゆる情報をデータベース化して一元管理できるようなシステムの構築・導入を検討する必要がある。</p>	意見	知事 教育道警
<p>(アンケートチェック項目を活用した取組について)</p> <p>照明の消灯や温度設定などの平均点数が高い項目は、多くの学校で実施できている項目であり、比較的实现が容易と考えられることから、実現できていない学校に対し、優先的に取り組むよう指導するべきである。</p> <p>また、平均点数が低いものの中にも、節水などのように、それほど困難なく実現可能なものもあると考えられることから、各学校に対し取り組むよう指導するべきである(もともと、プールが存在しないために実現ができないような場合など、実現不可能な学校についてはこの限りではない。)</p>	意見	教育

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(類似施設ごとのベンチマーク分析の必要性について) 警察本部においても、知事部局と同様に、類似施設ごとのベンチマーク分析は必ず行うべきである。また、ベンチマーク分析の結果については、担当部署においてその活用方法を検討し、各施設に対する具体的な取り組みに活用すべきである。</p>	意見	道警
<p>(類似施設ごとのベンチマーク分析の必要性について) 教育庁においても、知事部局と同様に、類似施設ごとにベンチマーキングを行い、類似施設内でのベンチマーク突出施設については、担当部署においてその原因を探るとともに、当該施設管理者に対しても原因の説明を求めてその回答を受け、突出にやむを得ない合理的理由があるかどうかを検討すべきである。そして、その検討過程においては、天候等の抽象的な理由だけではなく、必ず個別具体的要因についても検討するべきであり、合理的理由が見い出せない場合には実地調査等を行うなどのPDCAを堅実に実行していくべきである。</p>	意見	教育
<p>(インハウスエスコ調査の周知について) 施設管理者に対する、インハウスエスコ調査による省エネ改善項目の伝達方法を工夫し、施設管理者に取組や手順が伝わるような環境整備を検討すべきである。具体的には、施設管理者が理解しやすい研修等を実施すべきである。</p>	意見	知事
<p>(インハウスエスコの部局を越えた水平展開について) インハウスエスコの対象となる施設が3部局すべての施設となるよう、3部局の担当部署で相互に協力し、計画的にインハウスエスコを実施していくべきである。また、省エネ改善項目の告知や取組実施状況の追跡調査、結果集約や改善指導等を、3部局全てで実施するよう、水平展開をすべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(民間省エネサービスの積極的な活用について) 新たな省エネの取組にかかる情報収集、技術職員の空洞化の補完、及び技術者の育成という観点も含めて、民間のノウハウ等を最大限利用する意味で、ソフトエスコ、チューニングエスコ等のより負荷の小さな民間の省エネサービスの積極的な活用を検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(施設管理システムの構築・導入の必要性について) 施設単位での情報を集約し、複数の施設の情報を一括して分析できるようなシステムの構築・導入を目指すとともに、各施設における数値(エネルギー消費量等はもちろん、延床面積などの基本情報についても)が確実に把握されるような体制を整備すべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(ファシリティコスト削減の取組に関する対象施設について) FM方針におけるファシリティコスト削減の取組の対象施設は、知事部局の管理する施設のみならず、警察本部及び教育庁を含めた道保有の全施設とし、3部局間での差異を生じさせることのないようにするべきである。また、3部局間の情報は、可能な限り一元的に管理するべきである。 もっとも、マンパワー不足である現在の体制のまま一元化を実現するのは現実的ではないことから、将来的な一元化を想定しつつ、3部局間での情報共有を強化するなど、水平展開と統一的処理に資する可能な取組を実施していくべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(ユニバーサルレイアウトの推進方法について) ユニバーサルレイアウトの推進方法としては、PDCAの見地から、実態調査やアンケート(一般利用者に対するアンケートも含む)を定期的に行うとともに、ファイルメーター管理や文書検索時間等の測定等を通じて可視化、コスト評価をすべきである。</p>	意見	知事
<p>(ペーパーレス化の推進の必要性について) スペース不足の大きな要因となっている多量の文書については、ペーパーレス化(PDF管理やデータによる管理等)を進めるべきである。</p>	意見	知事

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(行政財産使用許可の集計管理の必要性について) 教育庁においても、行政財産の管理者として、随時、行政財産使用許可等の集計を行って、適切な管理運営に努めるべきである。</p>	意見	教育
<p>(不特定多数の者の来場が想定される施設における貸付への移行について) 不特定多数の者の来場が想定される施設に設置されている売店、コンビニエンスストア、食堂、証紙売りさばき所及び写真撮影所等については、施設毎にその性質・現状を勘案しつつ、貸付への移行を検討されたい。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(行政財産使用料の改定の必要性について) 使用許可の場合でも使用者の収益を考慮した賃料設定が出来るように使用料の設定方法を改定し、使用料と賃料の格差是正に努めるべきである。</p>	意見	知事
<p>(自動販売機の貸付への移行の必要性等について) 行政財産使用許可の場合と貸付けの場合との使用料の乖離解消の見地からは、基本的には、全ての自動販売機を貸付に移行させるのを原則としつつ、例外的に目的外使用許可による場合(売店と併設された自動販売機等のように経済的一体性が認められるような場合)でも、貸付けによる場合との使用料の乖離について合理的理由が存在するか否か等について、客観資料に基づき、売上額や利用目的等の諸般の事情を子細に検討の上、慎重に判断されるべきである。</p>	意見	知事
<p>(遊休資産売却促進方針の建物付き土地処分の要件について) 建物取り壊し目的の場合には、別途の考慮が相当であるから、遊休資産売却促進方針3(1)建物付き処分の判断基準(3)については、「但し、建物を取り壊し目的で譲渡する場合にはこの限りではない。」との付記を行うことを検討されたい。</p>	意見	知事
<p>(売却看板の設置の必要性について) 住宅街にある宅地など、購入需要が相当程度見込まれる物件については、より早い段階から売却看板を設置することにより、問い合わせから購入へと繋がる機会を増大させ得ることから、費用対効果等を踏まえながら、売却看板の設置の在り方について再検討されたい。</p>	意見	知事
<p>(不動産評価額の有効期間について) 北海道公有財産評価要領第7(4)所定の不動産評価額の有効期間としては、現行の6ヶ月から1年程度にまで延長することを検討されたい。</p>	意見	知事
<p>(売却時における測定のあり方について) 測定の実施は売買契約上の必須の要件ではないことから、測量をせずに売却できる制度を検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(不動産売却手続きにおけるアウトソーシングの活用について) 不動産の売却等に伴う付随業務を民間業者に一括でアウトソーシングするシステムは、限られたマンパワーの中でも、速やかに売却及び貸付等の有効活用を加速させることができ、かつ民間参入による地域活性化をも期待できるため、積極的な活用を検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(未利用地等に関する賃借の有効活用について) 一定期間以上処分できていない未利用地等については、積極的に賃貸による有効利用を検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(公宅の部局間相互融通等による集約化の必要性について) 各部局の公宅については、業務に支障を生じない範囲内において、各部局の枠を超えた公宅の相互融通等の集約化による具体的な削減対象戸数の検討が必要である。</p>	意見	知事 教育 道警

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(借り上げ住宅の柔軟な活用について) 借上公宅のメリットも考慮すれば、建物面積が公宅に適するような借り上げ住宅がある場合には、柔軟な活用を検討されたい。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(官民連携による空き公宅の有効活用について) 他の自治体の先進事例等を参考に、官民連携による空き公宅の有効活用に積極的に取り組むべきである。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(学校共済を利用した共済住宅の権利の保全について) 学校共済を利用した共済住宅の権利の保全については、速やかに然るべき対応を検討する必要がある。</p>	意見	教育
<p>(ネーミングライツ契約の拡大のための取組について) 現在、道の「道有施設のネーミングライツスポンサーの募集について」のホームページでは、「現在、公募中の施設はありません。」となっているが、可能性のある施設については施設名や契約希望額等を常に掲示しておくべきである。 また、指定管理者との間の管理契約の中にネーミングライツ付与権を与える方法や、インセンティブ効果を活用して、指定管理者がネーミングライツ契約を獲得してきた場合には、一定の割合で収益を分配する方法等を検討する等、ネーミングライツ施設の拡大について、諸種の制度を検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>(広告事業の積極的な推進について) 広告事業については、積極的に推進すべきである。具体的には、警察本部が広告掲載可能施設として回答した運転免許試験場以外にも、各庁舎に存在する壁面、エレベーター内壁・外扉等の広告掲載可能性について検討すべきである。</p>	意見	知事
<p>3. 正確なデータ、資料に基づき適正な検討が行われているか (指摘:2 意見:4)</p>		
<p>(行政財産使用許可書への使用料減免金額の明記の必要性について) 行政財産使用許可書には、必ず減免金額を明記すべきである。</p>	指摘	知事 教育 道警
<p>(北海道財務規則運用方針の規定改定の必要性について) 使用料免除の場合であっても当然に使用料を算出すべきであり、これを省略できる旨の規定は速やかに改定されるべきである。</p>	指摘	知事 教育 道警
<p>(省エネ法関係資料の保管期間について) 省エネ法においては、過去5年度間の平均原単位に関する1%基準等があるのであるから、省エネ関係資料については、最低でも過去5年度分は維持、保管しておくべきである。</p>	意見	教育
<p>(ダブルチェック等によるPDCAの推進について) PDCAが十分に機能するよう、入力された集計結果については、複数人によるダブルチェック等のエラーを防止する方策を検討し、実施すべきである。</p>	意見	知事
<p>(運転免許更新場所における証紙売りさばき所の使用料免除について) 運転免許更新場所における証紙売りさばき所の使用料免除については、改めて各所の証紙売りさばき事業についての収益状況、使用者の弁済能力等について検証した上で免除の可否について検討すべきである。</p>	意見	道警

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象部局
<p>(未利用地・低利用地現況調書の記載内容について) 未利用地・低利用地現況調書については、「沿革」等の不明確な形ではなく、明確に「利用停止時期」欄を設けた書式を整備して管理すべきである。 また、利用停止時期同様、物件の売却難易性判断には欠かせない過去の入札の有無及び実施時期等の情報も、調書の必要的記載事項として管理されるべきである。 そして、同調書に添付されている「交渉記録」を積極的に活用し、買い手候補者情報や越境・不法占拠情報等の正確な記録に努めるべきである。</p>	意見	知事
4. 行財政の内容が、正確かつ十分に公開されているか (意見:3)		
<p>(道有建築物等の総合的な管理計画等について) 道有施設の現状と課題については、より詳細な情報(公共施設白書に相当するもの)を開示すべきである。</p>	意見	知事
<p>(使用料免除に関する情報公開の必要性について) 使用料の免除はあくまで例外的な取扱いであって、その適正な運用に当たっては合理性、透明性、公平性等の充足が必要である。これらの充足のためには、情報公開による道民のチェックが重要であり、かかる使用料免除については、公表の対象とすることを検討されたい。</p>	意見	知事 教育 道警
<p>(ホームページにおける不動産情報の記載方法について) ホームページにおける不動産情報には住居表示も併記すべきである。また、売却率向上の見地からは、物件情報については、可能かつ適切な範囲でできるだけ開示すべきであり、ワンクリックで地図、現場写真及び建物内写真等にアクセスできる方法なども検討すべきである。</p>	意見	知事